

令和6年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和7年2月6日（木）午後3時45分～4時40分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
伊 藤 育 子 委員
金 田 慎 吾 委員
西 野 悦 子 委員

[事務局] 総務部長 松儀 倫也
同部総務課長 古屋 昇一
同課文書・法制担当 主査 佐々木 浩
同課文書・法制担当 主査 江部 靖

[諮問課] 契約課長 勝又 治孝
同課契約担当 主査 川畑 昌博
同課契約担当 主任 鵜飼 和沙

傍聴者 非公開

議 題 【諮問】公文書開示決定に対する審査請求について
(総務部契約課)

○第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

- 【古屋課長】 大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日はお手元の会議次第に沿って、進めさせていただきます。
それでは、只今から令和6年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。
はじめに、向田会長、一言お願いいたします。
- 【向田会長】 みなさんお忙しいところ、ご苦勞様です。
本日は、第3回の情報公開・個人情報保護審査会となります。後から示されますように、資料がたくさんございますので、若干時間がかかるかと思いますが、最後までよろしくをお願いいたします。
それでは、事務局から議題について説明をお願いいたします。
- 【古屋課長】 本日の審議案件につきましては、総務部契約課所管の「公文書開示決定に対する審査請求について」でございます。
なお、今回の審査会は、非公開となっております。
よろしくをお願いします。
- 【向田会長】 それでは、諮問を受けたいと思います。
- 【松儀部長】 市長が不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。
(諮問書の読み上げ)
- 【向田会長】 それでは諮問を受けましたので、早速、審議に入りたいと思います。
事務局の方から説明等をお願いいたします。
- 【古屋課長】 最初に、配布しました資料の確認をいたします。
会議次第、公文書開示決定等についての審査請求に係る審査諮問書の写しと資料はございますか。
諮問内容については、所管課よりご説明いたします。
- 【向田会長】 それでは、諮問内容と資料について所管課より説明をお願いします。

※ 審査請求についての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、非公開とされたので、要点のみを記載する。

○処分庁（市）より公文書開示決定に対する審査請求の件について説明

審査請求の対象となった処分は、審査請求人が石狩市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定により行った公文書開示請求に対して、市が行った公文書全部開示決定（以下「原処分」という。）である。

市は、開示対象文書について、「入札結果表」及び「入札結果情報詳細」と特定した上で、原処分を行い、審査請求人へ通知した。

審査請求人は、原処分を不服として、審査請求を行った。

市は審査請求に係る弁明書を審査請求人に送付し、審査請求人から反論書を受領した。

○審査請求人の主張の骨子

〔趣旨〕

原処分を取り消し、電磁的記録での開示に変更することを求める。

〔理由〕

ア 市は、電磁的記録が不存在である理由について、入札結果を紙に印刷し保存しているためとしているが、入札結果はExcel等のソフトで作成しているため、電

磁的記録が存在するはずであり、電磁的記録で開示すべきである。

原処分にあたり、入札を実施した各担当課に対し、電磁的記録の存在について照会しているが、各担当課への照会が不十分である。市が特定した開示対象文書以外にも、入札結果を記録した電磁的記録が職員のPCやサーバーに存在する可能性があるため、確認すべきである。

イ 電子調達ポータルサイト（北海道電子自治体共同システム）を利用した電子入札は、バックアップデータが存在するはずであり、入札結果を電磁的記録で開示することができるはずである。

ウ 2020年に入札結果について情報提供依頼を行ったが、この時はすべての入札結果についてExcelファイルで提供を受けており、今回、電磁的記録で開示できないのは不自然である。

エ 紙に印刷し保存するのは行政のデジタル化に逆行し、非効率であることから、電磁的記録で保存されていないのは不自然である。

オ 電磁的記録も紙文書と同様に、職員が組織的に用いるものであるため、公文書等の管理に関する法律や行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する行政文書として扱われるべきである。したがって、電磁的記録は法律による管理・保存規定が適用され、一定期間保存しなければならない。電磁的記録を保存年限の期限を無視して廃棄することは違法であるし、紙文書を正本として保存していることを理由に、電磁的記録を廃棄することは正当化されない。

○市の主張の骨子

ア 本件請求があった時、入札結果を記録した電磁的記録が職員のPCやサーバーに保存されているか入札を実施した各担当課に照会しており、できる限り電磁的記録で開示するよう対応している。

イ 審査請求後、電子入札を実施する場合に使用する電子調達ポータルサイトの仕様について、改めて確認を行ったところ、入札結果情報詳細は電磁的記録により開示することが可能となった。

ウ 2020年に審査請求人は、条例に基づく公文書開示請求ではなく、情報提供の依頼を行っている。当時の担当者が、紙で保存していた電子調達ポータルサイトの入札結果情報詳細を集計し、審査請求人の希望する形式で新たにデータを作成し、提供したことがあったが、あくまで情報提供依頼に対する任意の協力であり、使用目的を考慮して特別に作成されたものである。

エ 入札結果表は、紙に印刷し保存しているため、電磁的記録は、印刷した後は役割を終える。電磁的記録の保存について、特段の定めはなく、次回以降の契約事務のための参考資料として用いられることはあっても、保存の必要性は入札を実施した各担当課の判断に委ねられる。

オ 「公文書等の管理に関する法律」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」は、国の機関を対象としており、地方公共団体には直接適用されない。石狩市では、石狩市文書編集保存規程、石狩市情報公開条例をもとに事務を執行している。

石狩市は、電子決裁システムを導入していないため、ExcelやWordによる電磁的記録から紙に印刷した文書によって起案から決裁までを行い、紙文書を条例に基づく公文書として管理・保存している。

なお、入札を実施した各担当課が作成した電磁的記録は、各担当課の判断により保存・上書き・消去のいずれかの方法で処理されるが、どの方法で処理しなければならないという統一的な規程はない。今回の開示請求に対しては、各担当課の判断により保存されていた電磁的記録を開示対象に加えているものである。

○審議内容

- ・ 公文書の保存方法について（質疑応答）
- ・ 開示対象文書の特定について（質疑応答）
- ・ 開示対象文書の電磁的記録の保存状況について（質疑応答）
- ・ 開示対象文書の開示方法について（質疑応答）
- ・ 口頭意見陳述の実施の必要性について

○結論

審査請求人が行った公文書開示請求に対して、市が行った原処分は妥当である。

議事録確定 令和7年3月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印